4.9.7.1.　自動車には、制動灯又は補助制動灯の点灯操作状態及び点灯状態が正常であるか否かを運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態・作動状態表示装置を備えることができる。ただし、別添70「制動灯の技術基準」の4.1.2.2.のただし書の適用を受ける制動灯を備える自動車にあっては同別添の4.1.2.2.に定める点灯操作状態・作動状態表示装置を、別添71「補助制動灯の技術基準」の4.1.2.2.のただし書の適用を受ける補助制動灯を備える自動車にあっては、同別添の4.1.2.2.に定める点灯操作状態・作動状態表示装置を備えなければならない。	（新設）
4.9.7.2.　点灯操作状態・作動状態表示装置は、制動灯及び補助制動灯が正常に機能しなくなったときに点灯し続けるものでなければならない。	（新設）
4.9.8.～4.10.5.　（略）	4.9.8.～4.10.5.　（略）
4.11.　車幅灯	4.11.　車幅灯
4.11.1.～4.11.7.3.　（略）	4.11.1.～4.11.7.3.　（略）
4.11.8.　点灯操作状態表示装置等 自動車（最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車を除く。）には、車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって点滅表示によらないものを備えなければならない。ただし、別添58「車幅灯の技術基準」の4.1.1.3.2.のただし書の適用を受ける車幅灯を備える自動車にあっては、点灯操作状態表示装置のほか、同別添の4.1.1.3.2.に定める作動状態表示装置を備えなければならない。	4.11.8.　点灯操作状態表示装置等 自動車には、車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって点滅表示によらないものを備えなければならない。ただし、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車及び車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。
4.11.9.　（略）	4.11.9.　（略）
4.12.　尾灯	4.12.　尾灯
4.12.1.～4.12.7.　（略）	4.12.1.～4.12.7.　（略）
4.12.8.　点灯操作状態表示装置等 自動車（最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車を除く。）には、尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えなければならない。ただし、別添64「尾灯の技術基準」の4.1.2.2.のただし書の適用を受ける尾灯を備える自動車にあっては、点灯操作状態表示装置にのほか、同別添の4.1.2.2.に定める作動状態表示装置を備えなければならない。	4.12.8.　点灯操作状態表示装置等 自動車には、尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えなければならない。ただし、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りではない。
4.13.～4.14.10.　（略）	4.13.～4.14.10.　（略）
4.15.　前部上側端灯及び後部上側端灯	4.15.　前部上側端灯及び後部上側端灯
4.15.1.～4.15.4.2.　（略）	4.15.1.～4.15.4.2.　（略）
4.15.4.3.　車両中心線と平行な水平方向 ４個備える前部上側端灯のうち、下側の２個にあっては、その照明部の最前縁が自動車の後端から400mm以内の可能な限り自動車の後端に近い位置であり、かつ、後写鏡又は後方等確認装置により視認できる位置に取り付けられなければならない。	4.15.4.3.　車両中心線と平行な水平方向 ４個備える前部上側端灯のうち、下側の２個にあっては、その照明部の最前縁と自動車の後端からの距離は400mm以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近づけて取り付けられなければならない。
4.15.5.～4.15.6.　（略）	4.15.5.～4.15.6.　（略）